

会 議 録

附属機関等の名称	宮代町国民健康保険運営協議会
会 議 の 名 称	令和4年第3回宮代町国民健康保険運営協議会
開 催 日 時	令和4年9月29日(木)13時30分
開 催 場 所	宮代町役場 101・102 会議室
出席委員の氏名	稲山会長、武井会長代理、田口委員、金子委員、三橋委員、関根委員 平山委員、井浦委員、鈴木委員、長谷部委員 合計10名(定員12名)
出席職員の職・氏名	草野課長、高橋副課長、齋藤主査
会議の公開・非公開	公開
傍 聴 の 可 否	可(傍聴人なし)
会議資料の名称	・令和4年度宮代町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)総括表 (資料1) ・国民健康保険税の税率等の見直しについて(資料2) ・埼玉県国民健康保険運営方針第2期
会議録の作成方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 要点記録 <input type="checkbox"/> 録音テープ
審議の内容 (発言者・発言内 容・決定事項等)	<p>1 開 会</p> <p>2 会長あいさつ</p> <p>3 議 題</p> <p>(1) 報告事項 令和4年度宮代町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について 《事務局より資料1に基づいて説明》 【意見、質疑等】 特になし</p> <p>(2) 審議事項 国民健康保険税の税率等の見直しについて 《事務局より資料2及び埼玉県国保運営方針に基づいて説明》 【意見、質疑等】</p> <p>会 長 前回に引き続き、現状分析や財政見通し、赤字解消のために税率等を見直さなければならない根拠などの説明あった。質問等をお願いしたい。</p> <p>委 員 令和8年度までに赤字解消する方策について。例えば、今後高齢世帯が増えてくる中で、若い人や所得の高い人が宮代町に来ていただけることが一番良いが。人を寄せる方策も町づくりの一環として、結果的に国保会計にも関連してくると思う。</p> <p>事務局 町としても、「住みたい」「住み続けたい」と思えるまちづくに向け、第5次宮代町総合計画(令和3～12年度)を策定しているところである。</p>

担当としては、税を上げるか、医療費を削減するか、サービスを見直すか、国や県からの補助金を増額してもらう等の方策により、赤字を減らしたいと考えている。

会 長 国保の答申には入らないと思うが、人口増の課題も国保の健全化にも寄与することになると思う。

事務局からの説明において、現在の税率を維持した場合、県内保険税水準の統一目標の前年度である令和 8 年度に一気に税率を引き上げることになると思う。

また、10 月 1 日から社会保険の適用拡大になるが、被保険者数の影響はどれぐらいと見込んでいるか。

事務局 埼玉県の試算によると、宮代町では 20 から 30 人位である。主にパートの方が主であると思う。

会 長 町国保税の賦課限度額の改正については、1 年ないし 2 年遅れで改正している傾向があるが。他の市町村の状況についてはどうか。

事務局 当町では当審議会での審議を経て改正している。改正している市町においては専決処分により改正しており、6 月の議会で承認という形を取っているところもある。県内 22 市町村で地方税法の改正に合わせ賦課限度額の改正を行っている。

会 長 当協議会としては事務局の説明を踏まえて、国保税の見直しが必要であるという方向で、審議を進めていきたいと思うが、よろしいか。ここ 2 年間は税率の見直しを延期したり、据置をしたりという経緯がある。税率等の見直しということで検討を進めたいと思う。

事務局 以前も説明したが、標準保険税率に合わせると保険税を取り過ぎてしまう。また、4000 万円の赤字解消に合わせた税率改正であれば、令和 3 年度決算における赤字額が同じ額となる。

現在の赤字解消ルールでは前年度の赤字額の半分を解消するものであるが、今回の見直しにおいては前年度の決算等の財政状況や今後更新される県の運営方針等を確認しながら、見直しをしていければと考えている。なお、6000 万円の赤字解消に合わせた税率改正であれば、2 回改正により 1 億 2000 万円解消で令和 8 年度の赤字額想定額の 1.4 億円をほぼ解消できると考えている。

再度、所得割と均等割の関係について再度説明させていただく。所得割は所得がある人にかかってくるため、所得割を上げると当然所得のある人に負担が大きくなる。また、均等割

については1人当たりにかかるものなので、加入人数が多いと当然その世帯に対し大きな負担になる。

会 長 事務局から説明のあった、6000万円の赤字解消の場合は2回税率改正するという考え方で、4000万円赤字解消の場合は今回と令和7年度の改正では令和8年度までに解消できないのではないか。

事務局 令和5年度と令和7年度、さらに令和8年度に見直すという形であれば、改正時に決算状況、県の運営方針や納付金の状況が確認でき、県の保険税水準の統一に合わせた調整が可能であると考えます。

会 長 令和9年度までに調整するというのは、今までの赤字解消ルールと違って来るが。平成30年度の方針に基づくと2年おきの税率改正であり、令和9年に改正すべきところが、1年ずれてしまうが。

事務局 令和9年度には保険税水準の統一が目指すものであることから、令和8年度の改正は今までのルールではイレギュラーである。

また、国保会計において、県に納める納付金の影響が大きく、推計について各市町で要望しているがなかなか出てこない。次回、第3期の国保運営方針が令和6年度から始まるので、納付金についての見通しができれば、3回目の改正も変わってくる可能性がある。

そのことから、2回よりは3回に分けた改正が望ましいと考える。

会 長 今回は4000万円の赤字解消に合わせた税率改正で、今後、県の方針等を確認し、柔軟に対応していくのであればそれでいいと思う。

委 員 以前の答申では、前年の赤字額の1/2まで解消というルールであった。令和9年度も迫っている中、段階的に減らしていく方向でいいのではないか。

4000万円の半分の2000万円の赤字解消に合わせた税率改正では、その先がまた厳しくなってしまう、一度考え方を変えた方がいいと思う。

会 長 整理すると、赤字解消に向けて改正をしていかなければいけないという認識で進めていきたい。

事務局から出た、4000万円と6000万円の赤字解消に合わせた数字は、ある程度妥当だと思う。将来的な赤字解消を見据

えた中で、どちらかを選ばざるを得ないかと思う。4000万円の赤字解消に合わせた税率改正で、次回は令和7年度の改正、またイレギュラーであるが令和8年度の改正で赤字解消に持っていく考えが、事務局の方からの説明であった。説明のあった4000万の赤字解消に合わせた税率改正という方向性でどうか。

委員 異議なし

会長 皆さんから意見いただいた結果、令和5年度の国民健康保険税率等の見直しについては赤字解消額4000万円に合わせた税率改正として、当協議会において審議（答申）いただくこととする。

なお、答申案については、本日審議いただいた内容をもとに私（会長）と事務局の方で文言を整理して、答申案を次回の審議会において提示するので、その際にまた確認いただきたいと思う。

以上で審議終了

(3) その他

県国保連合会理事長表彰（新井前委員、茂田前委員、鷺谷前委員、澁木前委員）、県国保関係者功績表彰（新井前委員）について
次回（第4回）開催予定日等について

【意見、質疑等】

特になし